

- 「議案第73号 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」
- 「議案第75号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員等の取扱いに関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*** 地方公務員法及び地方自治法の一部改正の目的について**

非常勤職員の法的な位置付けを明確にするための法整備であり、任用の要件が厳格化されたものである。なお、現行の特別職非常勤嘱託員については、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者に限り引き続き特別職として残り、現行の臨時的任用職員については、常勤職員に欠員が生じた場合に限り改正後の臨時的任用職員に移行するものであり、また、これら2つの要件に該当しない者が会計年度任用職員に移行するものである。

*** 会計年度任用職員制度の創設による将来的な職員定数の考え方について**

会計年度任用職員は正規職員が担うべき業務以外の業務を行うための職員として勤務することになるため、本制度の創設により、直ちに正規職員の定数の考え方に影響が及ぶものではない。

*** 法改正の際の附帯決議に対する本市の考えについて**

法改正の際に、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていること」の附帯決議がなされているが、正規職員を配置することは前提としつつも、地域課題や市民ニーズが増大し、また、限られた財源や人材の中での的確に職員を配置する必要もあるため、法律上定められている会計年度任用職員等を適切に組み合わせ、最適な職員配置を行っていく必要があると考えている。

*** 非正規職員から正規職員への転換への考え方について**

正規職員の採用については、競争試験による厳格な競争主義が求められるため一定程度非正規職員を勤めたことをもって、正規職員への転換を図ることは困難であると考えている。

*** 会計年度任用職員に対する無期雇用転換制度の適用の可否について**

無期雇用転換制度は、労働契約法に基づく制度であるが、会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、労働契約法の対象外となることから、無期雇用転換制度の適用は受けない。

*** 会計年度任用職員の任用期間に限度を設ける理由について**

会計年度任用職員制度は、一会計年度を最大の任用期間とすることとされているため、任用期間は1年となるが、再度の任用については限定されていないため、本市においては同一職員の公募によらない再度の任用を4回まで可能とすることを考えている。また、それ以降も同一職員が公募に対して応募を行うことは可

能であるため、選考結果によっては再度、同一の職に就くことも可能である。

- * 会計年度任用職員として5年間勤めた職員が再度採用され、同一の職に就いた際に試用期間を定めることの是非について

地方公務員法において試用期間に当たる条件付採用期間を設けることとなっているため、本市は法に基づいた運用を行うことを考えている。

- * 会計年度任用職員のフルタイム職員とパートタイム職員の条件の違いについて

給与面については、フルタイム職員は12月を超える勤務で退職手当が支給されるのに対して、パートタイム職員は退職手当の支給対象外となっている。また、営利企業等の従事制限については、フルタイム職員には適用されるのに対し、パートタイム職員は適用除外である点が違いとして挙げられる。

- * 現在の特別職非常勤嘱託員が会計年度任用職員へ移行した場合の労働基本権の制限について

特別職非常勤嘱託員が会計年度任用職員に移行した場合の労働基本権については、正規職員と同様に制約が生じることとなる。また、給与については、人事委員会制度の中で決定されることとなる。

- * 現在の非常勤職員が会計年度任用職員へ移行した場合の給与額について

非常勤職員が会計年度任用職員へ移行した場合の給与額については、現在の金額を下回らないことを想定している。なお、これまでの非常勤職員の給与は過去の経験を反映しないものであったが、会計年度任用職員については任用経験を重ねることで前歴加算も行った給与額となるため、処遇の改善が図られるものと考えている。

- * 会計年度任用職員へ移行する際の勤務時間について

今回の法改正のみを理由とした見直しは考えておらず、一定程度、現行の臨時・非常勤職員制度を前提に移行することを考えているため、勤務時間等については現在検討・調整中であるが、基本的に変更はないものと考えている。

- * 会計年度任用職員の労災保険等の適用について

会計年度任用職員には、労災保険等を適用し、さらに、産休制度、看護休暇制度も設ける予定である。

《意見》

- * 会計年度任用職員制度の開始予定は来年の4月であり、時間的な余裕があるため、実際に勤務している職員の課題等を研究し、実りある制度としてほしい。

- * これまでの本市の人員削減の実績を考えると、会計年度任用職員制度を創設することは、職員の非正規化に拍車をかけることが懸念され、また、民間企業でも無期雇用転換制度が創設され、非正規から正規へという世の中の流れがある中で、本制度はこれに逆行していると指摘せざるを得ない。さらに、フルタイム雇用が原則であるとする雇用形態についての国際労働機関（ILO）の考え方にも反しているため、いずれの議案にも賛成できない。

《議案第73号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第75号の審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第74号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * マイナンバー制度の導入に当たっては、当初から、深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれがあり、反対の立場をとってきた経緯があるため、行政手続におけるマイナンバーの利用に関する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第76号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第77号 川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本条例改正による税収への影響について

環境性能割の導入を契機に行う軽自動車税種別割のグリーン化特例の軽課の見直しによる影響としては、約600万円の増収が見込まれ、消費税率の引上げに伴う対応として行う需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減としては、約500万円の減収が見込まれている。なお、消費税率の引上げによる地方消費税交付金への影響としては、平年度化ベースで、約63億円の増収が見込まれている。

《意見》

- * 当該条例等の改正内容である軽自動車税種別割のグリーン化特例の軽課の見直しについては、対象を狭めて電気自動車及び天然ガス自動車に限定した見直しを行うものであり、また、消費税率の引上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長して適用することに関しては反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第89号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第93号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第101号 令和元年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 東日本大震災後に行った各施設の特定天井に関する対応について

各施設の天井を確認した後、必要に応じて振れ止めの補強を行っており、一定程度落下防止対策が行われているため、直ちに落下の危険性があるものではないと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決